

議案第 5 4 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和４６年岩倉市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

附則第１５項中「第１３項、第１８項、第２０項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項、第４４項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項、第１７項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項、第３９項若しくは第４３項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

- ２ 新条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。